

家庭裁判所の

あらまし



家庭裁判所

家庭裁判所とは

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年（1949年）1月1日に誕生しました。家庭裁判所の創設は、戦後の司法改革の中で最も特色あるものと言われています。

家庭内の紛争を通常の訴訟の手続により審理すると、公開の法廷で夫婦、親子等の親族が争うこととなりますし、法律的判断が中心になり、相互の感情的な対立が十分に解決されないまま終わるおそれがあります。したがって、家庭内の紛争については、まず最初に、訴訟の手続ではなく、それにふさわしい調停や審判といった非公開の手続で、情理を踏まえた解決を図る必要があります。

また、非行を犯した少年に対し、成人と同様に公開の法廷での訴訟手続によって刑罰を科すことは、少年にとって必ずしも好ましい結果をもたらすとは限りません。人格が未熟であり、教育によって改善される可能性の高い少年に対しては、それにふさわしい非公開の手続で、再び非行を犯すことのないよう教育的な働きかけを行った上で処分を決めることの方が適当なことが多いと考えられます。

このように、家庭裁判所は、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間で起きたいろんな問題が円満に解決され、非行を犯した少年が再び非行を犯すことがないようにしていけるのかということを第一に考え、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいて創設された裁判所です。

平成16年4月1日に人事訴訟法が施行され、家庭裁判所は家庭に関する紛争についての訴訟も取り扱うことになり、家庭裁判所が持つ家庭に関する紛争の解決についての知識や専門性を訴訟にもいかすことができるようになりました。また、我が国の家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化に合わせ、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され、家庭裁判所で行われてきた調停や審判の手続について、当事者等の手続保障のための規定や利用者の利便性の向上のための制度を充実させることで、利用者である国民にとって、より利用しやすくなるとともに、家庭裁判所の紛争を解決する機能が、より一層充実することになりました。

「家庭に光を、少年に愛を」というのが家庭裁判所創設当時の標語であり、「家庭に平和を、少年に希望を」というのがその後には作られた標語ですが、これらの言葉はこうした家庭裁判所の役割を象徴しているものといえましょう。

目 次

家庭裁判所とは	1	○ 訴えの提起から審理まで	6
家庭裁判所の機構と組織	2	○ 家庭裁判所における主な審理	7
家庭裁判所の取り扱う事件と手続	3	○ 訴訟の結果（判決・和解）	7
家事事件	3	少年事件	8
○ 家事事件とは	3	○ 少年事件とは	8
○ 家事手続案内	3	○ 事件の受理	8
○ 申立て	3	○ 調査の手続	8
○ 審判・調停の手続	4	○ 審判の手続	9
○ 審判・調停の結果	5	○ 処分の決定	9
人事訴訟事件	6	○ 被害者の方のための制度	10
○ 人事訴訟事件とは	6		
○ 人事訴訟と家事調停	6		

表 紙 京都家庭裁判所
裏表紙 高松家庭裁判所のモニュメント

家庭裁判所の機構と組織

家庭裁判所は、各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路の合計50か所に置かれています。このほか全国203か所に支部が、77か所に家庭裁判所出張所が、それぞれ設けられています。

家庭裁判所の職員として裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官等がいる点は他の裁判所と同じですが、このほかに、家庭裁判所調査官（補）と裁判所技官である医師、看護師がいます。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、社会福祉学、教育学、法律学などの知識や技法を活用して、事実の調査や人間関係の調整など、家庭裁判所の科学的機能を担う専門的な仕事をしています。裁判所技官である医師（精神科、内科）及び看護師は、必要に応じて、家事事件の当事者や少年の心身の状況について診断等を行っています。

このほか事件の処理に国民の知識、経験をいかす制度として、家事調停については調停委員制度が、家事審判及び人事訴訟については参与員制度があり、いずれも極めて重要な役割を果たしています。



神戸家庭裁判所



熊本家庭裁判所高森出張所



裁判所職員総合研修所